

## 介護保険負担限度額の認定とは

介護保険施設に入所(滞在)すると、介護サービス費用の利用者負担分を支払う他に居住費(滞在費)・食費を支払うことになります。この居住費(滞在費)・食費について、所得の低い人については負担の上限額(負担限度額)が定められ、一般の人に比べると負担が軽減されます。負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められています。

## この制度を利用できる方

制度の対象者は、次の3つの要件をすべて満たす方になります。

1. 本人及び配偶者(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税であること。
2. 本人と住民票上、同一世帯である方が市民税非課税であること。
3. 預貯金等合計額が基準額以下であること。

※預貯金等の基準額については、次ページの表をご覧ください。

## 利用者負担段階及び負担限度額とは

利用者が負担する居住費(滞在費)・食費の上限額のこと、利用者負担段階ごとに、居住費(滞在費)・食費それぞれについて定められています。居住費(滞在費)については部屋の類型(多床室、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室)ごとに定められています。なお、利用者負担第4段階の人について原則軽減措置はありません。

## 軽減の対象となるサービス

サービス種別	阿蘇市内の施設
介護老人福祉施設(居住費・食費)	あそん里、阿蘇みやま荘
介護老人保健施設(居住費・食費)	阿蘇グリーンヒル、愛・ライフ内牧
介護医療院(居住費・食費)	大阿蘇病院
短期入所生活介護(滞在費・食費)	あそん里、阿蘇みやま荘、ショートステイあその杜
短期入所療養介護(滞在費・食費)	阿蘇グリーンヒル、愛・ライフ内牧
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(居住費・食費)	ひのおか順心館、特別養護老人ホームあその杜

※サービス付き高齢者住宅やグループホームではご利用いただけません。

この軽減制度を利用するためには申請が必要です。

**申請書・同意書(裏面)に必要事項をご記入のうえ、預貯金等の写しを添付いただき市役所もしくは各支所に提出してください。**

※預貯金等の写しについては本人及び配偶者名義のもの全てが必要になります。

※負担限度額認定証の有効期間は申請された月の初日から翌年の7月末までとなります(ただし、申請月が1月から7月の場合は、その年の7月末までとなります)。有効期間満了後にも介護保険施設利用の予定がある場合は、更新が必要です。

※申請書の個人番号(マイナンバー)を記入された場合は本人確認を実施させていただきます。個人番号の記載や本人確認資料の提示が困難な場合は未記入でも差し支えありません。

○利用者負担段階と負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	対象者	預貯金等の状況	負担限度額(日額)			
			部屋代	食費	短期入所食費	
第1段階	・生活保護を受給されている方	/	多床室	0円	300円	300円
			従来型個室	490円 (320円)		
第2段階	世帯全員が市民税非課税 ・老齢福祉年金を受給されている方	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円以下	ユニット型個室的多床室	490円	390円	600円
			ユニット型個室	820円		
			多床室	370円		
			従来型個室	490円 (420円)		
第3段階 ①	・前年の年金収入額(非課税年金も含む)とその他の合計所得が年間80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	多床室	370円	650円	1,000円
			従来型個室	1,310円 (820円)		
			ユニット型個室的多床室	1,310円		
			ユニット型個室	1,310円		
第3段階 ②	・前年の年金収入額(非課税年金も含む)とその他の合計所得が年間120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	多床室	370円	1,360円	1,300円
			従来型個室	1,310円 (820円)		
			ユニット型個室的多床室	1,310円		
			ユニット型個室	1,310円		

※住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外)の預貯金額等も判断材料とします。

※従来型個室の( )内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。